

猿払村と稚内北星学園大学との包括連携に関する協定書

猿払村(以下「甲」という。)と稚内北星学園大学(以下「乙」という。)は、次のとおり包括連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもとに、広範な分野で相互の密接な協力関係を築き、持続・発展的に連携を深めることにより、地域の課題に適切に対応し、活力ある地域社会の発展や未来を担う人材の育成など地域貢献に寄与することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力するものとする。

- (1) 教育及び文化の振興並びに生涯学習の推進に関すること。
- (2) 地域づくり、まちづくりの推進に関すること。
- (3) 観光振興、産業振興その他地域経済の発展に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(協議)

第3条 前条の連携・協力事項の円滑な推進を図るため、甲と乙は、毎年1回以上対面による場を設け協議するものとする。

(守秘義務)

第4条 甲と乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た情報について、本協定の有効期間及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の了承を得た場合は、この限りでない。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から起算して3年とする。ただし、期間満了の2月前までに甲又は乙のいずれからも更新しない旨の意思表示がなされないときは、本協定はさらに3年間有効とし、以降も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に関わる定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙の間で協議の上定めるものとする。

この協定の証として本協定書を2通作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

平成28年7月12日

甲 猿払村

猿払村長

伊 猿 浩 一



乙 稚内北星学園大学

学 長

斎 藤 吉 元

